

第5回 技能実習生等受入適正化推進会議の開催について

- 違反事業場の割合7割超え・割増賃金等の差額支払約4,500万円 -

岐阜県内で発生している外国人技能実習生等の受入に係る問題を広く県民にも理解いただき、不正防止の機運醸成を目的として、平成18年から関係行政機関及び労使団体に呼びかけ「技能実習生等受入適正化推進会議」を設置しており、第5回の同推進会議を下記により開催する。

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は約9,000名と愛知県に次ぎ全国で2番目に多く（別紙3参照）これらの外国人技能実習生受入事業場の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にある。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では外国人技能実習生の労働条件確保・改善を行政の最重要施策の一つとして取り組んでいる。平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）県内7労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した第2次受入機関（技能実習生が実際に就労する事業場）89事業場の内64事業場（違反率71.9%）において労働基準法等の違反が認められ、是正勧告等を行っている。

勧告内容では、法定割増賃金の不払（47件、違反率52.8%）、最低賃金未滿の定期賃金支払（22件、違反率24.7%）が目立ち、勧告に基づき39事業場（対象技能実習生127名）が合計4,547万円の差額を支払った。（別紙1参照）

また、この期間に重大・悪質な労働基準法等の違反が認められた1事業場については、司法処分を行った。（別紙2参照）

当局では、本年改正入管法が施行され労働関係法令が適用される技能実習期間が2年から3年になった（別紙4参照）ことも踏まえ、引き続き事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案には司法処分を含め厳しい態度で臨むこととしている。

記

「第5回 技能実習生等受入適正化推進会議」

（座長：もみやまそうご 靱山 銜吾 朝日大学大学院法学研究科教授）

1 日 時：平成22年12月13日（月） 午後2時から4時まで

2 場 所：ホテルグランヴェール岐山

岐阜市柳ヶ瀬通六丁目14番地（電話 058-263-7111）

3 会議の構成機関、団体

- ・岐阜労働局
- ・名古屋入国管理局
- ・中部経済産業局
- ・岐阜県
- ・岐阜県警察
- ・財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所（JITCO）
- ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会（連合岐阜）
- ・社団法人岐阜県経営者協会
- ・岐阜県中小企業団体中央会

上記のほか、技能実習生の受入事業場が多く所在する市等にもオブザーバー参加を求めている。

4 会議の内容

- (1) 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正後の状況について
- (2) 技能実習生等関係監督指導実施状況について
- (3) 会議の各構成機関、団体の取組状況について

参考資料

- 別紙 1 「技能実習生関係監督指導実施状況（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）」
- 別紙 2 「技能実習生関係労働基準法等違反送検事例（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）」
- 別紙 3 「都道府県別技能実習移行申請者の推移」（添付省略）
- 別紙 4 「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」（パンフレット）（添付省略）

技能実習生関係監督指導実施状況

(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)

岐阜労働局

1 第 2 次受入機関に対する指導状況

(1) 監督実施事業場数 89 事業場

(2) 法違反指摘状況

		違反事業場数	違反率
		64 件	71.9%
主な違反事項	労基法第 15 条 労働条件の明示	9 件	10.1%
	労基法第 18 条 貯蓄金管理	5 件	5.6%
	労基法第 24 条 賃金の支払い	5 件	5.6%
	最賃法第 4 条 最低賃金	22 件	24.7%
	労基法第 32 条 労働時間	12 件	13.5%
	労基法第 37 条 割増賃金	47 件	52.8%

(注) 1 複数の違反事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

2 違反率 = $\frac{\text{違反事業場(件)数}}{\text{監督実施事業場数}}$

(3) 文書指導実施状況(法違反以外の事項について文書指導を行ったもの)

主な指導事項	中国語による労働条件の明示	0 件
	時間管理の適正化	8 件
	賃金明細書の交付	0 件
	割増賃金支払いの適正化	1 件
	パスポート、通帳等保管の適正化	4 件
	研修生の残業の適正化	0 件
	積立貯金の適正化	0 件
	強制貯金の排除	0 件
	管理費控除禁止、組合費の控除の適正化	0 件
	安全衛生	0 件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

(4) 差額の支払状況

	差額の支払総額	内、申告監督分
総額	45,472,651 円	37,905,857 円
対象人数	127 人	74 人
1人平均額	358,052 円	512,241 円
対象事業場数	39 事業場	28 事業場

2 第1次受入機関に対する監督指導状況

- (1) 監督指導実施組合数 8 組合
(内、文書による指導組合数 3 組合)

(2) 指導事項

主な 指導 事項	中国語による労働条件の明示	0 件
	賃金明細書の交付	0 件
	適正な労務管理	0 件
	適正な労働時間管理	1 件
	適正な割増賃金の支払い	0 件
	適正な貯蓄金管理	0 件
	傘下2次機関に対する継続した指導の実施	2 件
	賃金控除協定の締結	0 件
	時間外協定の適正化	0 件
	研修生の残業禁止	0 件

(注) 複数の指摘事項があった場合については、それぞれの事項に計上。

技能実習生関係労働基準法等違反送検事例（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）

中国人技能実習生に係る賃金不払事件

平成 22 年 2 月 18 日、大垣労働基準監督署は自動車の内装カバー等の繊維製品製造業を営む事業者を最低賃金法第 4 条及び労働基準法第 37 条違反の疑いで書類送検した。

< 事件の概要 >

中国人技能実習生 3 名に対し、平成 21 年 1 月 1 日から同年 7 月 11 日までの 7 か月分の賃金について、その所定支払日である毎月 5 日に岐阜県最低賃金以上の金額を支払わず、平成 21 年 1 月 1 日から同年 7 月 11 日までの間、法定の時間外労働手当及び休日労働手当を所定支払日である毎月 5 日に支払わなかったものである。